

医療機関等との関係における 透明性ガイドライン

サンド株式会社

I. 目的

サンド株式会社は、すべての医療関係者との間において行う活動の透明性を確保することにより、医学・薬学をはじめとするヘルスケア産業の発展へ寄与することが可能であり、また患者さんへの最善な医療が提供できると確信しています。

このガイドラインは、日本ジェネリック製薬協会の「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン」に準拠し、サンド株式会社と医療機関等との交流に関する透明性の指針を明確にし、良好な関係を構築することを目的として、お互いの独立性と透明性を確保するために制定する。

II. 行動基準

サンド株式会社の行うあらゆる活動は、Sandoz Promotional Practices Policy(「SP3」)、業界自主基準等(日本ジェネリック製薬協会プロモーションコード・公正競争規約等)および関連法規に則り、医療機関等との関係の透明性を確保しなければならない。

III. 公開方法・公開時期

公開は2013年度分を2014年度から公表する。それ以後は、前年度分の資金提供について、サンド株式会社の決算終了後にウェブサイトを通じて行う。

IV. 公開対象と内容

公開する対象は、「研究開発費等」、「学術研究助成費」、「原稿執筆料等」、「情報提供関連費」、「その他の費用」とし、その公開内容は下記の通りとする。

1. 研究費開発費等

研究費開発費等には、GCP省令※1などの公的規制のもとで実施されている臨床試験や、開発の治験および製造販売後臨床試験が含まれ、また、GPSP省令※2、GVP省令※3などの公的規制のもと実施される副作用・感染症症例報告、製造販売後調査等の費用が含まれる。

- ・ 共同研究費：年間総額
- ・ 委託研究費：年間総額
- ・ 臨床試験費：年間総額
- ・ 製造販売後臨床試験費：年間総額
- ・ 副作用・感染症症例報告費：年間総額
- ・ 製造販売後調査費：年間総額

※1 医薬品の臨床試験の実施の基準(Good Clinical Practice)として厚生労働省が出した省令。

※2 医薬品製造販売後調査・試験の実施の基準(Good Post-marketing Study Practice)として厚生労働省が出した省令。

※3 医薬品製造販売後安全管理の基準(Good Vigilance Practice)として厚生労働省が出した省令。

2. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催費用の支援としての学会寄附金、学会共催費用が含まれる。

- ・ 奨学寄附金： 寄附先ごと 寄附先施設名 科・教室・講座名等 件数 総額
- ・ 一般寄附金： 寄附先ごと 寄附先施設名、団体名 件数 総額
- ・ 学会寄附金： 学会名(回数、総会・地方会・研究会等) 金額
- ・ 学会共催費： 学会名(セミナー、ランチョンセミナー等) 金額

3. 原稿執筆料等

医薬・薬学に関する情報等を提供するための講演や原稿執筆、コンサルティング業務の依頼に対する費用等が含まれる。

- ・ 謝金： 受領者ごと
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 総額
- ・ 原稿執筆料・監修料： 受領者ごと
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 総額
- ・ コンサルティング等業務委託費： 受領者ごと
支払先施設名 科・教室・講座名等 姓名 役職 件数 総額

4. 情報提供関連費

医療関係者に対する医薬・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用が含まれる。

- ・ 講演会費： 年間の件数 総額
- ・ 説明会費： 年間の件数 総額
- ・ 医学・薬学関連文献等提供費： 年間総額

5. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等費用が含まれる。

- ・ 接遇等費用： 年間総額

以上